

倉敷市立図書館臨時職員(図書館司書)任用試験 受験案内

平成30年9月14日
倉敷市教育委員会

倉敷市教育委員会では、倉敷市立児島・玉島図書館において、臨時職員(図書館司書)を次のとおり募集します。

1 募集職種・任用予定人員

職種	任用予定人員	職務概要
図書館司書	2人程度	倉敷市立児島、または玉島図書館での図書館司書業務等に従事します。 ただし、平成31年4月以降は、倉敷市立図書館・図書室に異動する場合があります。 ・窓口対応、電話対応、配架、書架整理、図書等の貸出返却 ・端末操作、移動図書館、図書修理及び装備 ・その他館長の命じる業務

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす人が、この試験を受けることができます。年齢は問いません。

司書資格有の場合	・図書館司書の資格を有している人、または平成30年9月末までに取得見込みの人 ・パソコンの基本操作ができる人
司書資格無の場合	・図書館での勤務経験がある人 ・パソコンの基本操作ができる人

※ 外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。

- ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(2) 次に該当する人は、この試験に申し込むことはできません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人。欠格条項は次のとおりです。

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

この受験案内は全4ページです。乱丁・落丁があった場合、倉敷市立中央図書館(086-425-6030)までご連絡ください。

3 受験申込書等の入手方法（電話，Eメールでの受験申込書等の送付請求はできません。）

インターネットで出力する場合	次のホームページアドレスにアクセスして注意事項に従い，受験案内及び受験申込書の様式は，A4用紙に，受験票は郵便はがきにプリントアウトし，使用してください。 http://lib.kurashiki-oky.ed.jp/
直接取りに行く場合	<配付場所> 中央図書館，児島図書館，玉島図書館，水島図書館，船穂図書館 ライフパーク倉敷図書室

4 受験申込の方法 下記申込先へ，提出書類を持参又は郵送してください。

申込先 問い合わせ先	倉敷市立中央図書館 〒710-0046 倉敷市中央2-6-1 TEL (086) 425-6030
提出書類	受験申込書（A4サイズ）及び受験票（はがき） ※受験申込書に写真を貼って提出してください。 ※写真は，申込日前6か月以内に撮影の脱帽，上半身で，縦4cm・横3cmです。 ※受験票は，倉敷市教育委員会から交付（返送）するので，宛名面に <u>受験者のあて先</u> を明記のうえ， 62円切手を貼って 提出してください。
受付	持参による場合 受付時間：火～日曜日 10:00～18:00（休館日を除く）
	郵送による場合 封筒のおもてに「 受験申込：臨時司書 」と 朱書き してください。（特定記録・簡易書留等を利用することが望ましい。なお，普通郵送での事故が発生した場合の責任は負いません。）
受験票の送付	受験票は，提出された受験申込書により受験資格を審査した後，郵送により交付します。

※ 申込上の注意事項

- ・受験申込書は，必ず**自書**してください。パソコン等にて記入したものは受理できませんのでご注意ください。
- ・受験申込書の作成にあたっては，記入もれがないようご注意ください。
- ・提出された書類は返却できません。

5 試験及び合格発表の日程

区分	日時等	備考
試験日	後日連絡します。	(受付場所) 倉敷市立中央図書館 ※「10 試験会場」を参照
合格発表	試験実施後，2週間以内。	図書館ホームページに掲載。 合格者のみに合格通知を送付。

6 試験の内容

科目	内容
筆記	課題に対する思考力や司書業務に関する知識について
口述試験	集団又は個別面接

(注) 詳しい試験内容についての問い合わせにはお答えできません。

7 試験当日用意するもの

- ・ **受験票**
- ・ 筆記用具 (HBの鉛筆を複数本, 消しゴム, ボールペン)

8 採用及び任用形態等について

- (1) 任用期間は、地方公務員法第22条第5項の規定により、原則として6か月以内です。ただし、最初の任用開始日から最長で12か月を限度に、更新される場合があります。
- (2) 合格発表後、図書館司書資格取得証明を任用開始までに提出できない場合は、合格を取り消します。
- (3) 任用期間中に配属先が変わる場合があります。配属先は、中央図書館、水島図書館、児島図書館、玉島図書館、船穂図書館、ライフパーク倉敷図書室です。

※この試験以外で倉敷市臨時職員として任用されている方が、この試験に合格して新たに任用される場合、上記(1)の規定により12か月を超えて継続して任用することはできませんので、任用期間を終えて離職後1か月以上を経過しなければ任用されないことがあります。

9 身分及び賃金等

- (1) 身分 臨時職員
- (2) 勤務時間 1日の勤務時間は、8時30分～19時00分の間の所属長が指定する7時間30分(休憩1時間)
配属先によって、上記時間内で勤務シフトのある場合があります。
- (3) 週休日等 4週8休制。月曜日(第1月曜日を除く)以外の週休日は、所属で割り振ります。
土曜日、日曜日、祝日が勤務日となることがあります。
- (4) 休暇 年次有給休暇、特別休暇(忌引休暇)があります。
- (5) 賃金等 **司書資格有** 日額7,240円(平成30年4月1日現在)
司書資格無 日額6,940円(平成30年4月1日現在)
 - ・ 所得税、社会保険料等が賃金から控除されます。
 - ・ 賃金の支払日は、月末締め翌月11日です。
 - ・ その他、通勤費相当額が支給条件に応じて支給されます(その他の手当・退職金の支給はありません。)
 - ・ 昇給はありません。
- (6) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害保険が適用されます。
- (7) その他 地方公務員法に基づき、守秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務が課されることとなります。

10 試験会場

倉敷市立中央図書館

(倉敷市中央2-6-1)

徒歩・・・倉敷駅から約10分

バス・・・倉敷駅前バスセンターから「大原美術館前」下車。徒歩2分。

自動車・・・有料駐車場へ駐車してください。

※試験日が、倉敷市立中央図書館の休館日の場合は、裏側の職員用通用口からお越しください。

